

一緒に音をかなでて、共にきょうめいできるよう…

相談支援事業所とは

私たちの想い

一人一人の生活に関するいろいろな相談を受けたり、サービスを利用するための計画を作成します。また、環境や状況に応じて、悩みや相談をお受けいたします。

福祉サービス利用についてのご相談

その人らしい生活が送れるようにサービス等利用計画を作成いたします。そして、モニタリングを重ねる中で、ご本人やご家族との信頼関係を作り、ご本人の真のニーズと一緒に考えていきます。

※サービス等利用計画とは、地域で生活していくときに必要となるさまざまサービスを上手に活用するための計画です。

アクセス

〒889-1913
宮崎県北諸県郡三股町大字餅原993番地
TEL:0986-77-3123 FAX:0986-77-9167



指定特定相談支援

ご本人やご家族からの相談に応じて支援するほか、福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援（計画相談支援）を行います。

こどもの相談支援

こどもの福祉サービス（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、こども支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。



合同会社きょうめい
相談サポート音



皆様の生活を
サポートいたします

サービス利用までの流れ

Step.1

面談/アセスメント

ご本人やご家族の将来の希望や目標、不安や課題などをお聞きしながらニーズや状況を整理します。

Step.2

計画案作成

アセスメントをもとにサービス等利用計画案を作成します。

Step.3

サービス担当者会議

ご本人やサービス担当者、学校など関係者で計画について話し合います。

Step.4

サービス利用開始

サービス等利用計画を市区町村に提出し、サービスの利用を開始します。

Step.5

モニタリング

定期的にご利用状況を聞き取り、計画の改善を行います。

相談支援専門員がご相談をお受けします

ご本人、ご家族からのご相談をお聴きした上で、より自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、助言や情報提供等をいたします。また、必要に応じ、関係機関等と連携を図っていきます。

<相談支援専門員とは>

福祉、保健、医療、就労、教育等の分野にて、相談支援業務等の実務経験があり、都道府県の実施する「相談支援従事者研修」を修了した者のことを言います。



当事業所は、以下の国家資格及び研修を修了した職員を配置しています。

<国家資格等>

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・介護支援専門員
- ・保育士
- ・保育心理士

<研修等>

- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修
- ・精神障害者関係従事者養成研修
- ・主任相談支援専門員養成研修会
- ・児童発達支援管理責任者